

## 東近江市地域公共交通計画中間見直し支援業務に係る業者選定実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

東近江市地域公共交通計画中間見直し支援業務

#### (2) 業務の目的

本市では、令和4年3月に「東近江市地域公共交通計画」を定め令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間の目標を定め評価指標の設定を行ったが、施策の取組状況の検証を行うために中間見直しを行うものとする。

#### (3) 業務の内容

別紙 東近江市地域公共交通計画中間見直し支援業務仕様書のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### (5) 提案上限額

9,856千円

### 2 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 3 参加資格

以下の全てを満たす者であること。

- (1) おおむね5年以内に地方公共団体等が発注する地域公共交通計画作成を目的とした調査・分析業務を受注した実績があること。
- (2) 本店又は支店若しくは営業所を滋賀県内に有していること。
- (3) 東近江市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること、又は登録のない者にあつては、「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。
- (4) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者
- (6) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく東近江

市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

- イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

#### 4 名簿に登録されていない者の参加

名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

- (1) 法人及び商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書
- (2) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (3) 法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (4) 個人にあつては、直近年度の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、都道府

県税（事業税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの

## 5 質問の受付

(1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

ア 提出期限 令和7年7月9日（水）正午

イ 提出方法 本実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに、提出すること。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和7年7月18日（金）午後5時までに、質問内容を含めて本市のホームページにおいて公表する。

## 6 企画提案内容

(1) 提出期限 令和7年7月30日（水）正午

(2) 提出書類

ア 東近江市地域公共交通計画中間見直し支援業務プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 企画提案書（任意様式）

(ア) 別紙の仕様書に基づき、円滑な事業実施に向けた具体的な提案を行うこと。

(イ) 提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。

(ウ) 原則としてA4判で提出すること。

ウ 業務スケジュール（任意様式）

エ 業務受注実績調書（様式3）

オ 業務の実施体制（様式4）

カ 管理技術者調書（様式5）

キ 会社概要書（様式6）

ク 見積書（任意様式）

(ア) 見積書には、事務的経費の見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

(イ) 見積金額の明細を記載すること。

ケ 暴力団等の排除に係る誓約書（様式7）

(3) 提出部数

上記アからケまでの順に並べ、正本1部及び副本9部を提出すること。

## 7 契約候補者選定方法

### (1) 審査委員会

本市職員等により構成された審査委員会を設置し審査する。

### (2) 審査方法及び審査結果

#### ア 一次審査

応募者数が5者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施することがある。

(ア) 実施日時 令和7年8月1日（金）

(イ) 結果通知 応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

#### イ 二次審査

(ア) 審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0位の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

(オ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(カ) 審査の結果、基準点に満たない場合は、採用しない場合がある。

(キ) プレゼンテーション及び審査経過は非公開とし、審査結果については、文書で通知する。

(ク) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

### (3) 評価項目

別紙のとおり（評価項目）

### (4) プレゼンテーション

#### ア 実施日時

令和7年8月19日（火）

イ 実施時間

1者につき25分程度（提案15分以内及び質疑10分）を予定

ウ 資料

企画提案書提出時の資料を用い、追加資料の提出は認めない。

エ 出席者

提案書の実施体制に記載されている管理技術者又は照査技術者がプレゼンテーションを行うこととし、会場への入室は3人以内とする。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合には、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 審査委員会が定める審査基準点に満たないとき。
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認めるとき。

9 日程

令和7年7月1日（火） プロポーザルの実施要領の公表

令和7年7月9日（水） 質問書提出期限 正午まで

令和7年7月18日（金） 質問回答

令和7年7月30日（水） 応募書類提出期限 正午まで

令和7年8月1日（金） 一次審査（書類審査）

※応募者が5者を超えた場合に実施することがある。

令和7年8月19日（火） 二次審査（プレゼンテーション）

10 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、本市ホームページにおいて公表する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び参加者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 契約

- (1) 今回のプロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定す

るものであることから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。

- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

## 12 その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は、認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で担当者を変更するときは、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、本市の承認を要する。
- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。
- (7) この要領に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。
- (8) 連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市 都市整備部公共交通政策課 担当 澤、中村、山本

電 話 0748-24-5658

メール kotsu@city.higashiomi.lg.jp